



NO.6

北原クリーンセンター

健康増進施設完成

愛称は「いやっし〜土佐」

北原クリーンセンターの周
辺対策事業として、高知中央
西部焼却処理事務組合（土佐
市・いの町・春野町・日高村）
が事業主体となり昨年4月か
ら工事を行ってきた施設がこ
のほど完成し、4月1日に
オープンしました。

施設の名称は公募方式で行
われ、土佐市北原末光の坂本
清敏さんが考えた「いやっし
〜土佐」に決定しました。

当施設は、北原クリーンセ
ンターでの焼却処理の際に発
生する余熱を一部利用したも
ので、鉄骨2階建て延べ床面
積1,360㎡で、1階には
歩行浴兼用の25メートル×3
コースのプール、子ども用

プール、炭酸風呂、低温と高
温の2種類のサウナ、2階に
は油圧式の機器を設置したト
レーニングルームと多目的室
があります。

また、屋外にはすべり台が
設置されている庭園広場と環
境学習教育に使用するビオ
トープが設置されています。

プールやトレーニングルー
ムを利用した健康づくりとど
もに介護予防など福祉の向上
にも大きな期待が持たれてい
ます。

開館時間は12時から20時30
分までで、プール・温浴施設及
びトレーニングルームの利用
料金などは表のとおりです。

利用料金についての留意点

- ・小学校就学前の幼児につい
ては、同伴の保護者1人に
つき幼児1人分が無料とな
ります。

- ・身体障害者手帳の交付を受
けている方で障害の等級が
1級又は2級の方、療育手
帳又は精神障害者保健福祉
手帳の交付を受けている方
の利用料については、本人
及び介護する方1名に限り
半額となります。

区 分	個人利用料		団体利用料(20人以上)		回数券11枚		回数券125枚	
	構 成 市町村	その他	構 成 市町村	その他	構 成 市町村	その他	構 成 市町村	その他
一 般 (18歳以上)	500円	600円	400円	500円	5,000円	6,000円	50,000円	60,000円
中学生 高校生	300円	400円	200円	300円	3,000円	4,000円	30,000円	40,000円
小学生以下	200円	300円	100円	200円	2,000円	3,000円	20,000円	30,000円

※構成市町村とは土佐市・いの町・春野町・日高村に在住する方です。

多目的室利用料

9時〜12時 3千円
13時〜17時 4千円
17時〜20時30分 5千円

問い合わせ

北原クリーンセンター

☎ 852-7610

6月1日

「いの町ポイ捨て及び ふん害防止条例」 を施行

を施行

この条例は、地域の環境美
化の促進と清潔で快適な生活
環境を確保することを目的と
し、その目的達成のために

「町の責務」、「町民等の責
務」、「事業者の責務」、「土地、
建物等の所有者の責務」、
「ペット等の飼い主の責務」を
それぞれ明確にしているほ
か、禁止行為や違反者に対す
る罰則も規定している内容と
なっています。

○町の責務は、空き缶等の散
乱防止について町民や事業
者などに対する意識の啓発
及び広報の推進をする。

○町民の方（町内に通勤、通
学をしている人や町内を通
過する人を含む。）の禁止行
為として「公園、道路、河
川、水路、その他の公共の
場所または他人が所有し、
管理する場所に空き缶、タ
バコの吸殻、ごみなどを捨
ててはならない。」

○ペットの飼い主の禁止行為

として「犬その他ペットの
飼い主は、ふんを放置せず
適正に処理しなければなら
ない。」

○自動販売機で飲食料を販売
する方は「回収容器の設置
と適正管理」を行うこと。
また、「回収した空き缶等
の再資源化」の努力義務を
定めています。

これらに違反していると認
められる場合は、必要な措置
や適正に管理するよう勧告や
命令を受け、それでも改善さ
れない場合は、氏名の公表や
罰金が科せられますので、ご
注意ください。

しかし、罰則を盛り込んだ
条例ができたからといって、
ポイ捨てやふん害がなくなる
わけではありません。清潔で
快適な生活環境を保つため
は、町民一人ひとりが条例の
趣旨を理解し、マナーとルー
ルを守ることが必要です。

問い合わせ

環境課

☎ 893-1160